

## 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値	測 定 方 法
カドミウム	0.003 mg/L 以下	日本工業規格K0102(以下「規格」という。)55.2、55.3又は55.4に定める方法(準備操作は規格55に定める方法によるほか、付表8に掲げる方法によることができる。)
全シアン	検出されないこと	規格38.1.2及び38.2に定める方法又は規格38.1.2及び38.3に定める方法
鉛	0.01 mg/L 以下	規格54に定める方法
六価クロム	0.05 mg/L 以下	規格65.2に定める方法
砒素	0.01 mg/L 以下	規格61.2,61.3又は61.4に定める方法
総水銀	0.0005 mg/L 以下	付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと	付表2に掲げる方法
P C B	検出されないこと	付表3に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1,5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1,5.2,5.3.1,5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	日本工業規格JIS K0125の5.1,5.2,5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1,5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1,5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1,5.2,5.3.1,5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1,5.2,5.3.1,5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1,5.2,5.3.1,5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1,5.2,5.3.1,5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1,5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006 mg/L 以下	付表4に掲げる方法
シマジン	0.003 mg/L 以下	付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下	付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01 mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1,5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01 mg/L 以下	規格67.2,67.3又は67.4に定める方法

項 目	基 準 値	測 定 方 法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下	硝酸性窒素にあつては規格43.2.1, 43.2.3又は43.2.5に定める方法,亜硝酸性窒素にあつては規格43.1に定める方法
ふっ素	0.8 mg/L 以下	規格34.1に定める方法又は規格34.1(c) (注 第三文を除く) に定める方法(懸濁物質及びイオン交換樹脂法で妨害となる物質が共存しない場合にあつては、これを省略することが出来る)及び付表6に掲げる方法
ほう素	1 mg/L 以下	規格47.1,47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下	付表7に掲げる方法
<p>備考: 1 基準値は年平均値とする。ただし、全アムに係る基準値については最高値とする。</p> <p>2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法による測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。</p> <p>4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1, 43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。</p>		